

一般廃棄物収集運搬業許可証

久宮衛指令第6号

住 所 久喜市久喜東三丁目7番10号
氏 名 株式会社セントラル・アメニティ
代表取締役 三 石 力 也

令和5年2月27日付をもって申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例第28条第4項の規定により、下記のとおり許可する。

令和5年3月22日

久喜宮代衛生組合
管理者 梅 田 修



記

営業所の所在地及び 名 称	久喜市久喜東三丁目7番10号 株式会社セントラル・アメニティ
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）※積替え保管を含まない
営 業 区 域	久喜市（久喜地区）
許 可 有 効 期 間	自 令和5年4月 1日 至 令和7年3月31日
許 可 の 条 件	<ul style="list-style-type: none">・ 上記の営業区域を遵守すること・ 搬入施設は久喜宮代清掃センターとすること・ 法令・例規及び確約書内容を遵守し、衛生組合の指示に従い業務を遂行すること

令和6年3月21日 営業区域市町別に許可証を書換交付